

反社会的勢力の排除に関する覚書

トムソン・ロイター・ジャパン株式会社（以下、「TR」）と[*貴社名*]（以下、「貴社」）とは、両当事者間の取引に関する既存及び将来の契約（その表題・形式の如何を問わない）（以下、総称して「原契約」）について、以下の通り合意する。

第1条 TRおよび貴社は、現在または将来にわたって、次に掲げる者のいずれにも該当しないことを表明しこれを保証する。

- ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑥ その他前記①ないし⑤に準ずるもの
- （以下、総称して、「反社会的勢力」）

第2条 TRおよび貴社は、次に掲げる事項のいずれもが真実かつ正確であることを表明しこれを保証する。

- ① 反社会的勢力が、その経営を直接的にも間接的にも支配していないこと
- ② 反社会的勢力が、その経営を実質的に支配していないこと
- ③ 不正の利益を図り、または第三者に損害を加える目的で、反社会的勢力を利用していないこと
- ④ 反社会的勢力と知りながら、反社会的勢力に対して資金などを提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていないこと
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と知りながら、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

第3条 TRおよび貴社は、自ら又は第三者を利用して次に掲げる行為のいずれも行わないことを表明しこれを保証する。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫、詐欺、暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前記①ないし④に準ずる行為

第4条 TRおよび貴社は、相手方が本覚書に基づく表明および保証に違反した場合は、相手方に対して通知の上、原契約に基づく義務を履行することなく、直ちに、原契約の全部又は一部を解除することができる。但し、相手方の故意によらずして本覚書に違反した場合で、相手方が速やかに当該違反を是正した場合はこの限りではない。

第5条 TRおよび貴社は、前条の規定により原契約を解除されたことを理由として、解除当事者に対し、損害の賠償を請求することはできないものとする。

第6条 TRおよび貴社は、第4条に基づき原契約が解除され、要請された場合、相手方に関するすべての秘密情報ならびに顧客等に関する情報および個人情報を相手方の指定する方法で返却または破棄する。

第7条 本覚書と、原契約との間に齟齬がある場合、本覚書の条項が優先するものとし、本覚書に明示に規定された以外の事項については、原契約がそのまま効力を有する。

合意の証として本書2通を作成し、TR および貴社記名捺印のうえ各1通を保有する。

トムソン・ロイター・ジャパン
記名捺印/署名

氏名

役職

記名捺印日/署名日

XX
記名捺印/署名

氏名

役職

記名捺印日/署名日